

能代風力発電所リブレース計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 1 月

東北自然エネルギー株式会社

(目 次)

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 1. 1 公告の日	1
1. 1. 2 公告の方法	1
(1) 日刊新聞による公告	1
(2) その他の方法によるお知らせ	1
1. 1. 3 縦覧場所	1
1. 1. 4 縦覧期間	1
(1) 縦覧期間	1
(2) 縦覧時間	1
1. 1. 5 縦覧者数	2
1. 1. 6 インターネット利用による公表	2
1. 2 環境影響評価方法書の説明会の開催	3
1. 2. 1 開催場所及び開催日時	3
1. 2. 2 来場者数	3
1. 3 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
1. 3. 1 意見書の提出期間	3
1. 3. 2 意見書の提出方法	3
1. 3. 3 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1.1 公告の日

平成29年11月22日(水)

1.1.2 公告の方法

(1) 日刊新聞による公告

平成29年11月22日(水)付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した(別紙1)。

- ・秋田魁新報(朝刊)
- ・北羽新報(朝刊)

(2) その他の方法によるお知らせ

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ウェブサイトにて、平成29年11月22日(水)より掲示(別紙2)。
- ・能代市広報「広報のしろ」11月号(平成29年11月25日(土)発行)及び三種町広報「広報みたね」12月号(平成29年12月1日(金)発行)に掲載した。(別紙3及び4)。

1.1.3 縦覧場所

縦覧は、第1表に示す自治体庁舎等3箇所にて実施した。

第1表 方法書の縦覧場所

縦覧場所	所在地
能代市役所	能代市上町1-3
能代山本広域交流センター	能代市字海詠坂3-2
三種町役場	山本郡三種町鶴川字岩谷子8

1.1.4 縦覧期間

(1) 縦覧期間

平成29年11月22日(水)～平成29年12月25日(月)
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(2) 縦覧時間

午前9時～午後5時

1.1.5 縦覧者数

5 名（縦覧者記帳名簿への記載者数）

※縦覧場所に備え付けた「あらまし」の持ち帰り部数は、9 部であった。

[内訳]

- | | |
|---------------|-----|
| ・能代市役所 | 5 部 |
| ・能代山本広域交流センター | 3 部 |
| ・三種町役場 | 1 部 |

1.1.6 インターネット利用による公表

当社ウェブサイトの方法書及び要約書を掲載し、公表した（別紙 2）。公表期間は、縦覧期間と同じ平成 29 年 11 月 22 日（水）～平成 29 年 12 月 25 日（月）とし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。

1.2 環境影響評価方法書の説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するため方法書説明会（以下、「説明会」という。）を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する新聞公告（別紙1）と同時に行うとともに、当社ウェブサイト（別紙2）と能代市広報「広報のしろ」及び三種町広報「広報みたね」（別紙3及び4）に掲載して周知を行った。

1.2.1 開催場所及び開催日時

能代山本広域交流センター：平成29年12月9日（土） 14時00分～15時30分

1.2.2 来場者数

来場者は13名であった。

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

平成29年11月22日（水）から平成30年1月9日（月）まで
（郵送の受付は当日消印有効とした。）

1.3.2 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見箱への投函及び郵送又はFAXにより意見を受け付けた（別紙5）。

1.3.3 意見書の提出状況

提出された意見の総数は22件（2通）であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から提出された意見は20件であった。なお、環境の保全の見地以外からの意見は2件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての一般の意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は第2表のとおりである。なお、同様な意見が複数あったことから、これらについては代表的なものを記載した。

第2表(1) 方法書についての一般意見の概要並びに事業者の見解

1. 環境の保全の見地からの意見

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■配慮書段階の鳥類等の飛翔への影響予測について 第4.3-6表の「将来」は約8,326㎡（半径51.5m）、9基で約74,952㎡ではないのか。5,280㎡と少ない記載を行った理由を述べよ。通常、最大値を表示するものである。	ご指摘の第4.3-6表(P4-20(154))を含む第4章は、計画段階環境配慮書の内容を転載したものです。 方法書段階では設置位置検討にあたって配置の選択肢を広げる観点から配慮書段階の2,300kW級に3,200kW級を加えましたが、準備書段階では機種を確定させたうえで現状及び将来の受風面積を比較します。
2	■コウモリ類の調査方法について バットストライクで確認した死体は破棄せず、専門家に同定を依頼するか、DNAによる種同定を行うこと。なお、同定者名も必ず付記すること。	バットストライク調査は確認種を写真撮影すると共に、必要に応じて専門家に同定を依頼する等、可能な限り種の特定制をしたいと考えています。
3	■コウモリ類の調査位置等について 無人録音は既設6号風力発電所の発電機（ナセル）に設置することを明記すること（「P248に書いてある」では不親切）。少なくとも将来、バットストライクが起こる可能性があるブレード回転域内の音声を記録すること。	準備書では、無人録音用のマイクをナセル部分に設置した旨を明記いたします。マイクを設置するナセルは地上高約46mにあり、将来の風力発電機のブレード回転域の音声を記録できるものと考えています。
4	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	マイクは既存風車のナセル部分に設置する予定であります。既存風車のナセルは地上高約46mにあり、将来の風力発電機のブレード回転域の音声を記録できるものと考えています。 バットディテクターの探知距離については、可能な範囲で調べるものとします。
5	■コウモリ類の調査期間について 無人録音は3月～11月間連続して調査を行うこと。なぜ月1週間程度で代表的な音声が録音できるか具体的な事例を挙げて説明すること。	無人録音は期間を限定せず、連続して録音調査を行うことを検討いたします。
6	■調査期間が各月1週間では短い P220 バットディテクター等による入感状況調査について、1週間連続/各月としているが、「各月1週間程度の入感調査でバットストライクを予測できる」とした「科学的根拠」を述べよ。	
7	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。 日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日録音すること。	バットディテクターによる調査は、日没1時間前から日の出1時間後まで実施いたします。

第2表(2) 方法書についての一般意見の概要並びに事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
8	■P219 バットストライクの調査頻度が少ない P219 バットストライクの調査期間は、「月3回の1年間とする。バットストライクの状況については、上記に加え8月下旬～10月の各月に5日間連続で行う」とあり、その理由は『「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に記載されている一般的な期間及び専門家の助言を踏まえた期間とした』とある。しかしコウモリの死体は小さく、スカベンジャーにより持ち去られて短期間で消失する。事業者が『専門家の踏まえた』と主張する「3月から8月中旬は月3回」とした科学的根拠は「薄く」「主観的」である。なぜ、「3月から8月中旬は月3回」の死体探索でよいのか、その『科学的根拠』を述べよ。	バットストライク調査は各月3回としておりますが、持ち去りを考慮し、1回あたりの調査は3日間連続で行うこととしております。
9	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者の行う「バットディテクターによる入感状況調査（超音波無人録音機）」は定量調査であり、定量的な予測手法も存在する。よってバットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的数値を示すこと。	年間の衝突頭数については、現状では回避率や計算方法などの知見が示されていないことから定量的に予測することは困難と考えています。今後、知見の収拾に努め、現地調査の結果を踏まえ、専門家等の助言を得ながら予測評価や保全措置の検討を行います。
10	■コウモリ類の保全措置について コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。	コウモリ類の保全措置については、現地調査の結果を踏まえ、専門家等の助言を得ながら「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」も含めて検討します。
11	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類の環境保全措置である。	
12	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか。	
13	■「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない」といった回答をするかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。	

第2表(3) 方法書についての一般意見の概要並びに事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
14	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	コウモリ類の保全措置については、現地調査の結果を踏まえ、専門家等の助言を得ながら「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」も含めて検討します。
15	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。	
16	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは今後、準備書においてコウモリ類への影響に対し「ライトアップをしない」という保全措置を掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。 「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	コウモリ類の保全措置については、現地調査の結果を踏まえ、専門家等の助言を得ながらライトアップの不使用を含めて実行可能な保全措置を検討します。
17	■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	
18	■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	

第2表(4) 方法書についての一般意見の概要並びに事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
19	■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。	本事業は保安林の伐採を回避し、既存敷地内でのリブレースを計画しており、他の項目の予測評価結果も踏まえ可能な限り樹林（林縁）からの距離を取るよう配置を計画します。
20	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	コウモリの重要種への適切な保全措置は、重要種以外のコウモリ類の保全措置としても有効と考えていますが、自然環境保全の観点から、重要種以外でも影響が大きい場合は、専門家等の助言を得ながら保全措置を検討します。

2. その他（環境の保全の見地以外からの意見）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見内容を要約せずに全文公開すること。 （他1件）	頂いたご意見は要約せずに全文を記載しました。

秋田魁新報への公告内容

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 東北自然エネルギー株式会社

代表者 取締役社長 阿部 聡

所在地 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

二、対象事業の名称 能代風力発電所リブレース計画

発電所の原動力の種類 風力(陸上)

発電所の出力 最大約二万一千キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

秋田県能代市浅内地区ほか

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

能代市、三種町

五、方法書の縦覧場所 能代市役所／能代山本広域交流センター／三種町役場

期 間 平成二十九年十一月二十二日(水)から

平成二十九年十二月二十五日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

時間 午前九時から午後五時まで

電子縦覧(<http://www.tousec.co.jp/>)

六、説明会の開催

開催日 平成二十九年十二月九日(土)

開催場所、開催時間 能代山本広域交流センター

第二研修室 十四時

七、意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見(日本語により意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、平成三十年一月九日(火)午後五時までに、左記の問合せ先へ郵送またはFAXにて送付してください。

平成二十九年十一月二十二日

意見書の提出先(お問い合わせ先)

〒九八〇〇〇八二一 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

東北自然エネルギー株式会社

技術本部 風力・太陽光事業部

TEL 〇二二―二二二―三九九三

FAX 〇二二―二六五―二二〇七

北羽新報への公告内容

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 東北自然エネルギー株式会社

代表者 取締役社長 阿部 聡

所在地 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

二、対象事業の名称 能代風力発電所リブレース計画

発電所の原動力の種類 風力(陸上)

発電所の出力 最大約二万一千キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

秋田県能代市浅内地区ほか

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

能代市、三種町

五、方法書の縦覧場所 能代市役所／能代山本広域交流センター／三種町役場

期 間 平成二十九年十一月二十二日(水)から

平成二十九年十二月二十五日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

時間 午前九時から午後五時まで

電子縦覧(<http://www.tousec.co.jp/>)

六、説明会の開催

開催日 平成二十九年十二月九日(土)

開催場所、開催時間 能代山本広域交流センター

第二研修室 十四時

七、意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見(日本語により意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、平成三十年一月九日(火)午後五時までに、左記の問合せ先へ郵送またはFAXにて送付してください。

平成二十九年十一月二十二日

意見書の提出先(お問い合わせ先)

〒九八〇〇〇八二一 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

東北自然エネルギー株式会社

技術本部 風力・太陽光事業部

TEL 〇二二―二二二―三九九三

FAX 〇二二―二六五―二二〇七

当社ウェブサイトへの掲載内容

「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価方法書」の縦覧を行います。

【縦覧の概要】

1. 対象事業の種類、規模 風力発電所、最大約 21,000kW
 2. 対象事業実施区域 秋田県能代市浅内地区ほか
 3. 縦覧の場所 能代市役所第1庁舎行政情報コーナー、三種町役場
能代山本広域交流センター
- 期間 平成 29 年 11 月 22 日（水）～平成 29 年 12 月 25 日（月）
- 時間 9 時～17 時 ＊閉庁時を除きます。

【説明会の開催】

1. 日時 平成 29 年 12 月 9 日（土） 14 時～
2. 場所 能代山本広域交流センター

【意見書の提出】

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、郵送又は F A X にて送付してください。

1. 意見書の記載内容
住所、氏名、ご意見（ご意見の理由を含めて、日本語で記載して下さい）
2. 意見書の提出先、受付期限
東北自然エネルギー株式会社 技術本部 風力・太陽光事業部
〒980-0811 仙台市青葉区一番町 3 丁目 7 番 1 号
T E L 022-222-3993 F A X 022-265-2207
平成 30 年 1 月 9 日（火） 17 時まで

[能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価方法書\(PDF ファイルサイズ:約 24MB\)](#)

[能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価方法書 要約書\(PDF ファイルサイズ:約 5MB\)](#)

※ご意見記入用紙はこちらです。

[PDF 版 ご意見記入用紙](#)

[EXCEL 版 ご意見記入用紙](#)

能代市広報「広報のしろ」11月お知らせ版への掲載内容



(表紙)

市役所からのお知らせ

<http://www.city.noshiro.akita.jp>

市役所トビックス

(仮称)イオン新能代ショッピングセンターに係る地元商工団体との説明懇談会が11月13日、能代市文化会館ホールで開催されました。

この日は、商店主など80人余りが参加。市から同センターの出店に係る影響予測(シミュレーション)の説明のあと、意見交換が行われました。

12月の納税案内

固定資産税 第3期
国民健康保険税 第6期

・納税には便利な口座振替をご利用ください。
・納付期限内にはコンビニや郵便局で納付できます。

**能代風力発電所リブレース計画
環境影響評価方法書の
縦覧と説明会を開催します**

東北自然エネルギー振興が、浅内地区などで計画する同事業の環境影響評価方法書の縦覧と説明会を開催します。

●縦覧 12月25日(月)まで
(土・日曜日、祝日除く)

●期間 午前9時～午後5時

●場所 市役所新庁舎行政情報コーナー
・能代山本広域交流センター など

●説明会 日時 12月9日(土)午後2時
場所 能代山本広域交流センター

●意見提出 1月9日(火)午後5時までに、縦覧場所に備える意見箱に入れるか、期間終了後は郵送、ファクスで問合せ。東北自然エネルギー振興本部 風力・太陽光事業部 〒991-0801 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号 電力ビル3階
☎022-222-3993
ファクス 022-265-2207

30年度分 能代市の奨学金制度をお知らせします

能代市には、「能代市奨学金」と「能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金」の2つの奨学金制度があります。募集要項などは1月下旬から学校教育課や能代教育事務所、市内各高校などで配布します。なお、2つの奨学金の貸付対象や貸付金の償還方法などに違いがありますので、市ホームページでご確認ください。

募集期間 3月1日(木)～30日(金)
問合せ 学校教育課 ☎73・5281

障がい者雇用率が引き上げられます

30年4月1日からすべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

法定雇用率 2.0％→2.2％
※33年4月までは0.1％引き上げられ2.3％となります。

対象となる事業所の従業員数 従業員50人以上・45～50人
問合せ ハローワーク能代 ☎51・7311

県営住宅の入居者を募集します

募集住宅
・住宅名 県営芝倉森住宅
・所在地 宇津城長根41-3
・募集戸数 1戸(3DK)
・家賃 1万5200円
・敷金 家賃の3カ月分
・入居開始 1月1日(月)以降
・入居資格
・単身者不可
・住宅に困窮していること
・入居者や同居予定者が暴力団員でないこと
・連帯保証人(1人)がいること など

※所得や年齢などの制限あり

抽選
・日時 12月13日(水) 午前11時
・場所 県北秋田地域振興局(北秋田市)

申し込み 12月1日(金)～8日(金)に、県山本広域振興局建設部および県北秋田地域振興局建設部建築課に備える申込書に記入し、北秋田地域振興局建築課へ提出してください。

問合せ 県北秋田地域振興局建設部建築課 ☎0186-63-2531

のしろふれあい朝市

お客様感謝デーを開催します

12月1日(金) 午前9時～10時30分

旧市民体育館駐車場

1年の感謝を込めて、お買い上げの方、先着60名様に「ねぎ」をプレゼントします。今年最後の朝市となりますので、ぜひお越しください。

問合せ 農業振興課 ☎89-2182

消費一口メモ

プリペイドカードの番号は教えちゃダメ!

身に覚えのない有料サイトの料金請求で、プリペイドカードを購入したあとに、番号を伝えるよう指示する手口が増加しています。番号を伝えると、購入した価値を全て相手に渡したことになります。だまされたと気づいても取り戻すことは非常に困難になりますので、ご注意ください。

困ったときには相談を!

能代市消費生活センター ☎89-2132
(土・日・祝日は)消費者ホットライン ☎188

三種町広報「広報みたね」12月号への掲載内容



(表紙)

インフォメーション

東北自然エネルギー・能代風力発電所リブ・レス計画に係る環境影響評価方法書の縦覧説明会

- 事業予定区域 能代市浅内地区等
- 縦覧場所 役場本庁
- 縦覧期間 11月22日～12月25日 9時～17時
- 説明会の開催 12月9日(土)・祝日除く
- 能代山本広域交流センター(能代山本広域交流センター) 意見受付 平成30年1月9日 17時まで
- 意見の提出 問合先: 提出先: 東北自然エネルギー・能代風力発電事業部 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号 電力ビル3階 ☎022-222-19993 FAX 022-222-19997

あきぎん長活き学校開催

シニアの皆様のアクティブな活動を応援するあきぎん長活き学校第7回授業を開催します。年齢問わず、どなたでもご参加いただけます。

●とき 12月20日 13時30分～15時30分

●ところ 能代市文化会館 講義内容

「地域を代表する農園を指して『無農薬野菜栽培成功の秘訣』」

代表 加藤勝行氏

●申込方法 所定の申込書を12月15日まで秋田銀行営業店に提出(申込書は秋田銀行営業店に設置)

●問い合わせ先: あきぎん長活き学校事務局 ☎018-863-1142

大館能代空港発着限定ANAスカイホリデー運賃助成を実施します

12月1日～12月28日出発分のANAスカイホリデーの対称旅行代金から、1商品1人あたり3,000円助成します。

●対象: 大館能代空港発着のANAスカイホリデーのうち、旅ドキエディストOKYO・東京ディズニーリゾート・東京ディズニーリゾート・パークエディションパッケージ 他

●助成額 1商品1人につき、ANA商品取扱旅行代理店)で助成対象商品を購入すると、1人につき1日程(1往復)あたり3,000円。代金から助成分を差し引かれた額で請求されます。

※詳しくはホームページ「大館能代空港」をご覧ください。

提出先・問い合わせ先: 大館能代空港利用促進協議会事務局 ☎018-643-7149

北朝鮮人権侵害問題啓発週間について

平成28年6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、12月10日から16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間とされました。

警察では、日本人が被害者である拉致被害者12件(被害者1人、朝鮮籍の姉妹2人、被害者2人)の合計13件(被害者19人)を北朝鮮による拉致被害者として、北朝鮮作業員等拉致に際して11人について国際手配を行っています。

北朝鮮当局による人権侵害に関する国民の認識を深めると共に、その実態を解明するため、日本人拉致容疑について情報をお持ちの方は、ご連絡ください。

問い合わせ先: 能代警察署 ☎52-4311

林業退職金共済制度(林退共)の退職金請求について

以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた、もしくは加入していたかもしれない方、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。

林業の仕事をしていない当時の加入の有無についても、お気遣い最善の支援又は本部へお問い合わせください。

◆詳しくはホームページで確認してください。
(<http://www.rinkaiko-taisokkin.go.jp/>)

お子さまの教育資金を「国の教育ローン(日本政策金融公庫)がサポート!」

一国の教育ローンは、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学、在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

●融資額 お子さま1人につき350万円以内

●金利 年1.76%

※母子家庭の方には年1.36%

平成29年11月16日現在

●返済期間 15年以内

※母子家庭の方などは18歳以内

●HP 「国の教育ローン」で検索

問い合わせ先: 教育ローンコールセンター ☎0570-008656 (ナビダイヤル) または ☎03-5321-8656

公共職業訓練2月期生を募集します

●訓練期間 2月1日～7月26日(6か月)

●訓練会場 ボリテセンター秋田南市(訓練科(定員) 金属加工技術科(15名) 電気・通信施工技術科(15名))

●募集期間 12月25日まで

●受講料 無料

●問い合わせ先: 秋田県職業能力開発促進センター(ボリテセンター)秋田訓練課 受講者第1係 ☎018-873-3178

おとも苑からのお知らせ

生き生き学習は年齢を問わず、一般の方が自由に参加できる教室です。

●歌謡教室 12月23日 13時～16時

●25、29、30、31日 18時

問い合わせ先: 高齢者交流センターおとも苑 ☎58-5295

意見書書式

「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価方法書」

御意見記入用紙

平成 年 月 日

7. $\overline{7} \square\square\square - \square\square\square\square$

御住所 _____

御 氏 名 _____

先 絡 連

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境保全の見地から次のとおり意見を提出する。

[illegible]

注) 本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。